

どしゃさいがいとくべつけいかいはいき きそちょうさ
**土砂災害特別警戒区域の基礎調査に
ご協力をお願いします**

平成13年4月1日から施行になった土砂災害防止法に伴い、川本町では土砂災害警戒区域（イエローゾーン）の指定を平成20年1月までに完了しました。

平成26年度からは土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の確定を行うための基礎調査を実施することといたしました。

◇ 基礎調査について ◇

● **調査の目的**

- ・基礎調査は土砂災害から住民の方々の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転の促進等の区域を確定するための現地調査です。
- ・調査は、この法律に基づき県が土砂災害危険箇所の調査を行うものであり、対策工事を行うためのものではありません。

● **調査を実施する地区及び調査を実施する者（委託業者）**

調査地区	対象地区	委託業者	連絡先
川本町東部	旧川本小校区	(株)日西テクノプラン	0852-22-1163
		基礎地盤コンサルタンツ(株)	082-238-7227
川本町西部	旧川本西・三原小校区	島建コンサルタント(株)	0853-53-3251
		(株)荒谷建設コンサルタント	0852-21-0401

※調査員は身分証明書を携帯しています。不審と思われた時は、身分証明書の提示をお求めいただくか、お手数ですが下記までお問い合わせください。

● **調査の期間** 平成26年8月下旬 ~ 平成27年1月下旬(予定)

● **問い合わせ先**

- ・調査に関するお問い合わせは

島根県県央県土整備事務所 土木工務第二課 担当:原・和崎・佐々木 電話:0855-72-9629

- ・作業に関するお問い合わせは、「上記の各委託業者」にご連絡ください。

◇ 調査への協力をお願い ◇

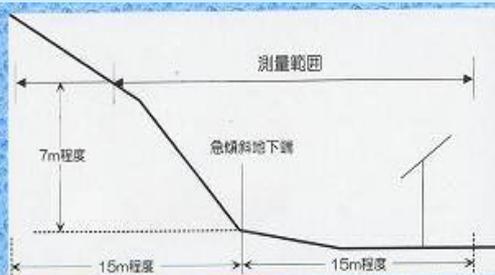
- 民地に立ち入る際には住民の方に委託業者の担当が声をかけてから調査を行います。
- 調査員は「身分証明書」を携帯し、「腕章」を着けて、本調査の作業員であることを明らかにします。
- 調査の支障となる枝葉の刈払いを行う場合があります。刈払いは最小限度とし、事前に所有者の方に確認いたします。
- 調査は田畑等を踏み荒らさぬよう細心の注意を払って行います。

◇ 土砂災害特別警戒区域の指定について ◇

- 調査結果は、川本町に通知します。その後、公民館等で、調査結果図書の縦覧、地元説明会を行い、住民の方々の意見を伺いながら区域指定を進める予定です。
- 島根県は川本町の意見を聞いたうえで、土砂災害に対して特に警戒を要する区域を「土砂災害特別警戒区域」に指定します。

◇ 主な作業内容 ◇

- ・ 斜面等の状況調査（距離、角度）
- ・ 建物の立地状況（写真撮影）
- ・ 建物から斜面までの距離
- ・ 斜面の角度
- ・ 横断測量 等々

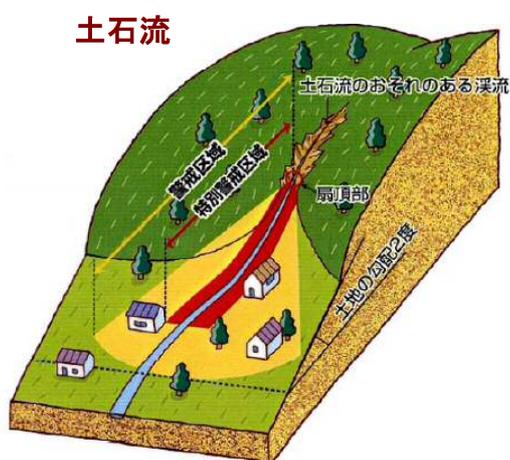


無断で立ち入りしません！
必ずひと声かけて、立ち入りさせていただきます。

基礎調査は**身分証**
を携帯し**腕章**をして
行います。

◇ 土砂災害(特別)警戒区域とは ◇

- 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）……土砂災害のおそれがある区域です
- 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）……土砂災害が発生した際、家屋が損壊し、住民に著しい危害のおそれがある区域です



- 区域指定については島根県砂防課のホームページをご覧ください

<http://www.pref.shimane.lg.jp/infra/river/sabo/boushihou/sitei.html>